

諮問庁：国立大学法人琉球大学

諮問日：平成31年1月7日（平成31年（独情）諮問第1号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独情）答申第69号）

事件名：経営協議会の特定委員の略歴書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「経営協議会委員の略歴書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月20日付け琉大総第327号により、国立大学法人琉球大学（以下「琉球大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

特定個人の略歴書に関し、琉球大学経営協議会学外委員に就任当時の職名（特定法人理事長）と性別しか開示せず、これ以前の略歴や生年月日を全て不開示とした決定は、以下のように不適切であると考える。

そもそも、特定個人は、特定省事務次官OBであり、事務次官にいたるその職歴はすでに公にされ、何人も知り得る状態にある。

また、特定個人は、特定年月以降、琉球大学以外にも少なくとも4つの国立大学において経営協議会学外委員に就任していることが知られており、当然ながら特定個人は、他の国立大学にも、琉球大学に提出したのと同様の略歴書を提出している。そして、それらへの文書開示請求では、特定個人の全ての略歴と生年月日が一切の黒塗り（不開示）なく全部開示された。

このことを証明するために、特定個人が某国立大学（名前はあえて記さない）に提出し文書開示請求で得られた略歴書のコピーに基づいて、その略歴等を具体的に記すと、（略）となっている。さらに、特定個人の生年月日は、（略）である。

繰り返しになるが、以上の略歴は、某国立大学への文書開示請求で得られた特定個人の略歴書のコピーに記されているのである。他の国立大学が特定個人の略歴を黒塗り（不開示）なく全面開示しているのは、なぜか。それは、「特定個人の略歴は法5条1号のただし書に該当する」と判断されたこと以外に考えられないであろう。にもかかわらず、処分庁が、特定個人の略歴を同号のただし書に該当しないと判断し、開示しないのは不適切である。特に、特定個人が特定省事務次官OBであることさえ開示しない決定は、今回のように他の情報源がない限り、特定省事務次官OBであるから同号のただし書に該当するとの推論並びに申し立てさえ不可能にするものであって、特に不適切であり、国民の知る権利を侵害していると考えられる。

さらに、この決定取消しを求める訴訟に移行した場合、他の国立大学が特定個人の略歴を黒塗り（不開示）なく全面開示しているのにもかかわらず、なぜ琉球大学は全面開示しないのかが、法廷で問われることになる、と考える。

以上より、原処分不開示範囲の決定は不当であるから、早期に決定を取消し、黒塗り（不開示）なく全面開示するよう強く求める。

(2) 意見書

審査請求人から平成31年2月3日付け（同月5日收受）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

平成30年7月23日、審査請求人は、処分庁に対し、本件開示請求を行った。

平成30年8月20日、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

平成30年11月21日、審査請求人は、原処分のうち、琉球大学の元経営協議会委員（特定個人）の略歴書（本件対象文書）の一部を開示する部分に不服があるとして、諮問庁に対し本件審査請求を行った。

2 原処分について

原処分のうち、本件対象文書に係る決定の理由は、以下のとおりである。

本件対象文書は、特定個人が委員に就任する際に琉球大学に提出したもので、その氏名・ふりがな、生年月日、性別、職歴等（以下「本件記載情報」という。）が記載されている。

本件記載情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号本文に規定する情報に該当する。

ただし、本件記載情報のうち、氏名・ふりがな、性別及び就任当時の職名については、琉球大学において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるため、法5条1号ただし書イに規定する情報に該当すると認められる。

以上のことから、原処分においては、本件記載情報のうちから特定個人の氏名・ふりがな、性別及び就任当時の職名を除いた部分について、法5条1号本文に規定する不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたものである。

3 審査請求について

(1) 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、審査請求書において、原処分のうち、本件対象文書の一部を開示するとした部分は不当であり、その全部を開示するよう求めている。

その理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 特定個人は、元特定省事務次官であり、事務次官にいたるその職歴はすでに公にされ、何人も知り得る状態にあること。

イ 特定個人の略歴書については、他の4つの国立大学法人において全部開示されたこと。なお、これらの国立大学法人が特定個人の略歴書を全部開示した理由は、法5条1号ただし書に該当すると判断したこと以外に考えられないものであり、処分庁がこれに該当しないと判断したのは不適切であること。

これらを踏まえると、審査請求人は、本件記載情報が法5条1号本文に規定する情報に該当することについては争っていないが、上記ア及びイの点から、不開示部分は同号ただし書に該当するため、開示すべきであるということを主張しているものと認められる。

(2) 審査請求に対する検討

本件審査請求の趣旨及び理由を踏まえ、不開示部分が法5条1号ただし書に該当するかどうかを検討する。

法5条1号ただし書イにおいては、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、不開示情報に該当しないことが定められている。

琉球大学の経営協議会委員の略歴は、公式ウェブサイトに掲載している情報等（委員の氏名・ふりがな、性別及び就任当時の職名）を除き、現に公にされておらず、また、将来的に公にする予定はない。

そして、他の国立大学法人において全部開示された事例があったとしても、それらは個別的な事例にとどまるものであり、国立大学法人の経営協議会委員の略歴について公にする法令はなく、また、慣行があるものとは認められない。

これらを踏まえると、琉球大学の経営協議会委員の略歴は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

また、不開示部分について、法5条1号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がない。

4 本件審査請求に対する諮問庁の判断

以上のことから、原処分を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年2月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月5日 審議
- ⑦ 同月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、琉球大学経営協議会委員の学外委員であった特定個人の略歴書であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分すると、本件対象文書は、「略歴」との標題がある特定個人の略歴書であり、氏名・ふりがな、生年月日、性別、現職及び職歴等が記載されており、そのうち、生年月日、現職及び職歴等（琉球大学経営協議会委員就任当時の職名を除く。）の各欄の記載部分が不開示とされていると認められる。

(2) 当該不開示部分の不開示理由について、諮問庁は、本件記載情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号本文に規定する情報に該当し、氏名・ふりがな、性別及び職歴等の欄のうち就任当時の職名の記載部分については、琉球大学において慣行として公にされている情報であり、同号ただし書イに規定する情報に該当するが、その余の記載部分は、現に公にされておらず将来的に公にする予定もない情報で

あることから、同号ただし書イには該当しない旨説明する。

(3) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 本件対象文書は、特定個人の職歴等がその氏名とともに記載されていることから、文書全体が一体として特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

(ア) 諮問庁は、不開示部分は、琉球大学において現に公にされておらず将来的に公にする予定もない情報である旨説明しているが、原処分において開示されている職歴の最後の部分に記載されている特定法人について、当審査会事務局職員をして同法人のウェブサイトを確認させたところ、同法人における特定個人の就任期間が同ウェブサイト上で公表されていることが認められる。

そうすると、別紙に掲げる部分は、一般に公にされている情報であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(イ) 他方、その余の部分については、琉球大学において公表慣行を認めるべき特段の事情や一般に公にされている事情も認められない。

そうすると、別紙に掲げる部分を除く部分は、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分については、特定個人の氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（開示すべき部分）

1 枚目及び 2 枚目の現職の記載部分並びに 2 枚目の年月の記載部分のうち 4 行目